

- 1 会議名 決算特別委員会（第3日）
- 2 開催日時 令和4年9月15日（木） 午前10時00分～午後1時48分
- 3 会場 高浜市議場
- 4 出席者 1番 荒川 義孝、 4番 杉浦 浩一、 5番 岡田 公作、  
7番 長谷川広昌、 9番 柳沢 英希、 11番 北川 広人、  
14番 小嶋 克文、 16番 倉田 利奈
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴者 2番 神谷 直子、 6番 柴田 耕一、 8番 黒川 美克、  
10番 杉浦 辰夫、 12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり、  
15番 内藤とし子  
一般1名
- 7 説明のため出席した者 別紙のとおり
- 8 職務のため出席した者 議会事務局長 書記1名
- 9 付託案件  
議案第44号 令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
認定第1号 令和3年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について  
認定第3号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4号 令和3年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和3年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和3年度高浜市水道事業会計決算認定について
- 認定第 8号 令和3年度高浜市下水道事業会計決算認定について

(令和4年9月15日)

別紙

7 説明のために出席した者

市長 吉岡 初浩	副市長 深谷 直弘	教育長 岡本 竜生
企画部長	木村 忠好	
総合政策G L	榊原 雅彦	秘書人事G L 神谷 義直
I C T推進G L	山下 浩二	
総務部長	杉浦 崇臣	
行政G L	久世 直子	
財務G L	清水 健	
市民部長	岡島 正明	
市民窓口G L	芝田 啓二	経済環境G L 東條 光穂
税務G L	平川 亮二	
福祉部長	磯村 和志	
地域福祉G L	加藤 直	介護障がいG L 野口 恒夫
福祉まるごと相談G L	野口 真樹	
健康推進G L	中川 幸紀	
こども未来部長	磯村 順司	
こども育成G L	板倉 宏幸	
文化スポーツG L	鈴木 明美	文化スポーツG主幹 村松 靖宣
都市政策部長	杉浦 義人	
土木G L	清水 洋己	都市計画G L 島口 靖
防災防犯G L	杉浦 睦彦	上下水道G L 石川 良彦
学校経営G L	内藤 克己	学校経営G主幹 小嶋 俊明
会計管理者	桑原 希代子	
代表監査委員	伴野 義雄	議選監査委員 杉浦 康憲
監査委員事務局長	亀井 勝彦	

## 10 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

ただいまより審査に入りますが、委員会の円滑なる運営のため、総括質疑との重複を避け、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、発言は議題の範囲を超えることなく、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、質疑に当たっては、主要施策成果説明書または決算書等のページ数及び、款項目節等をお示しいただき、必ずマイクをオンにしてから御発言いただきますようお願いいたします。

また、発言終了後は、マイクをオフにしていただきますようお願いいたします。

当局におかれましては、質疑に対し、簡潔明瞭な、適切なる御答弁をいただきますようお願いいたします。

### 《議 題》

認定第1号 令和3年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

### 《歳 出》

#### 8款 土木費

委員長 質疑を許します。

問（16） 主要施策成果説明書の223ページ、8款5項4目の公園緑化費についてお聞きいたします。

公園等用地借地料ということで、施設名が3点、上がっております。

まず、一番上の公園等駐車場が、これが等って書かれてるんですけど、具体的にどこなのかということと、それから次の子ども広場用地、これが具体的にどこかということと、それぞれこの3つにつきまして金額のほう上がっており

ますが、この金額の算定根拠及び公園等につきまして、いわゆる、ここに借地料としては上がっていないけど、借りていて、非課税だよっていうところがあれば教えていただきたいと思います。

委員長 ほかはいいですか。

問（16） 続きますて、8款7項1目の建築総務事業の公共建築工事積算単価表使用料一式ということで23万1,000円上がっております。225ページです。

ここなんですけど、単価表ということで、これまで私がいろいろ調査した中で、随分高い単価で契約があるものとかありまして、この単価表について、どのような基準でどのように運用して、必ずこの単価表を使うとか何かそういう基準とかそういうものがないのかということで、その辺りのことを教えていただきたいのと。

あと次ページ、8款7項1目の木造住宅耐震改修費等の補助ということで、令和3年度が耐震改修工事が1件ということなんです。現在、耐震が必要になった建物の件数、それから、1件ということで非常に残念だなと思うと、防災訓練等でPRとか、そういうことをしてこなかったのかなっていうところについて、お聞かせください。

以上です。

答（土木） 公園等駐車場ということで、こちらの駐車場につきましては中部公園の駐車場となっております。

続きますて、子ども広場用地ということでこちらにつきましては、本郷子ども広場、向山こども広場、論地西子ども広場の3か所となっております。

算定根拠につきましては、固定資産課税標準額の4%となっております。

あと、そのほか借地している公園につきましては、洲崎公園、フレンド公園、大山緑地、八幡公園、高平公園、神明児童遊園、吉浜下児童遊園、論地児童遊園、高取児童遊園、松本子ども広場となっております。

答（都市計画） まず一点目の225ページでございます。

使用料及び賃借料の工事積算単価表使用料の運用の基準でございますが、こちらのほうにつきましては、愛知県から提供されている情報の使用料でございます。

次に、耐震診断の補助の御質問でございますが、まず、耐震診断が必要な件数につきましては、昨年度、約 1,900 世帯、PR いたしまして、木造住宅の所有者の方に、補助制度のチラシの配布などの PR のほうをしております。

委員長 ほかに。

問（16） 今、非課税のところの賃借料をもらっていないところの公園の名前を上げていただいたんですけど、ここに関しては、賃借料をもらっていないってことで、全て非課税という扱いでお借りしているのかっていう確認と、あともう一個、先ほどの公共建築工事積算単価表の使用料についての運用ってというのは、高浜市の庁内でどういうふうにか、必ず、まずはこの単価表を使うとか、何か確認をするとか、そういう何か運用とかか決め事とかかそういうものがあるのかないのかをお聞きしたいんですね。これ、せっかく単価表を入れてるんであれば、きちんと利用していけば、問題が起こらないのかなと思うんですけど。あまりにも、倍近いような単価が出てきたりとかいろいろあるもんですから、何かどういうふうにか中で使われてるのかなっていうことをお聞きしたかったのでお願いいたします。

委員長 その前に、本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により、傍聴を許可しましたので、御了承願います。

答（土木） 先ほどの無償借地ということで、課税のほうはされていないということで、無償で借りているということです。

答（都市計画） 公共工事積算単価につきましては、基本的にはこちらのほう、県単価ということで庁内で活用する形を考えております。

それ以外のものにつきましては、その単価表にないものにつきましては見積りなどを適用したという形でございます。

問（16） 必ず、この単価表にあるものについては、単価表を一度確認しましょうとか、そういう運用とか、そういうことはされていないとか、それはもう個々の判断に任せてるとか、どういう形なんですか。

答（都市政策部） 基本的には、この県の単価表に単価のあるものに関してはそれを使わせていただくと。それに記載のないものとか、そういったものに関

しては、公共的に発行されている刊行物、それでもないものに関しては、見積りというような形で取り扱っているということでございます。

委員長 ほかに。

問（９） ２点、お伺いさせていただきます。

主要成果の 224 ページ、公営住宅管理事業。毎年、修繕料が上がるんですけども、令和 3 年度に関しましてはどのような修繕を行ったのかというのを聞きたいなど。

住宅の中なので、結構年数もたっていますので、民間だと、結構きれいな修繕の仕方があったりとかっていう、その時代のニーズに合ったような修繕をしているんですけども、今回、どういった修繕をされたのかということと。

228 ページの自転車用ヘルメット購入費補助金。こちらで児童・生徒等で 265 件、65 歳以上で 56 件ということですけども、この数字を客観的に見て、申込件数として行政的には、どのように評価されているのか教えてください。

以上です。

答（都市計画） まず、224 ページ、公営住宅管理事業の修繕料でございますが、こちらのほうにつきましては、主要施策成果説明書に記載ございますように、入退去修繕と一般管理修繕がございます。

入退去修繕につきましては、退去者に負担を求めない、経年劣化部分の修繕のほうを行っております。

あと、入居募集に伴い、美観保持のための修繕を行っております。

一方で、一般管理修繕につきましては、入居者に負担を求めない、給排水設備の故障だとか漏水の修繕のほうを行っております。

答（防災防犯） ヘルメットの関係でございますが、昨年 9 月に増額の補正予算をお願いいたしました。

当初、見込んでいたよりも、ヘルメットの補助金の必要性が高いということで補正をさせていただきましたので、ある一定の効果はあるものと思っております。

以上です。

委員長 ほかに。

問（９） 先ほどの修繕のところ、またちょっとお伺いしたいんですけども、基本的には最低限の修繕という形なんだけど、例えば、公営住宅だと結構年式がたっているんで、畳の和室とかも結構多いと思うんですけど、今だとフローリングに替えていく民間の管理みたいのもあるんですけど、そういったものの方向性とかってというのは何か出てくるんですか。

答（都市計画） 現在の市営住宅の居室につきましては、今、委員がおっしゃられたように、フローリングの部屋もあれば畳の部屋もございます。

今後の入居者の維持管理等の負担軽減ということも考えて、今後修繕を行うに当たりましては、例えば畳の部屋であれば、フローリングに替えていくとか、そういうような形のことを今後、検討していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（１） 217 ページをお願いいたします。

８款３項１目の治水砂防事業の自家用発電機借上についてなんですが、発電機４基、水中ポンプ１基とありますが、そのうちの発電機１基、並びに水中ポンプ１基は論地町の吉野橋ではないかと把握しておりますが、これは全ての地域の住民の方が、冠水の際に初動で動かすものと認識しております。

ほかのあと３基の発電機についてですが、場所と、同じような目的で設置されているかを確認したいと思います。お願いします。

答（土木） 自家用発電機の残りの設置箇所につきましては、乞殿ポンプ場、中荒井ポンプ場、塩田ポンプ場になっており、停電時の対応となっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、８款土木費についての質疑を打ち切ります。

９款 消防費

委員長 質疑を許します。



問（16） 9款1項1目の消防団活動事業についてお聞きします。

令和3年度の消防団員数及び、そのうちの市の職員の数ということで、どれぐらいの割合の方が、市の職員として消防団に入っているのか、消防団の中にどれぐらいの割合の方が市の職員なのかっていうことを教えてください。

委員長 ほかはいいですか。

答（防災防犯） 本年3月1日現在で105名の消防団員、そのうち、市職員が37名となっておりますので、35.2%、市職員が占めております。

以上です。

委員長 ほかに。

質疑も、質疑もないようですので、9款消防費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 10時10分

再開 10時20分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 10款 教育費

委員長 質疑を許します。

問（5） 主要成果説明書の231ページ、保護者連絡システム導入業務委託についてお伺いします。たしか、西三河地区でいち早く導入したと記憶していますが、連絡システム運用による保護者の方の反応と、アンケート機能はついていたと思うんですが、その活用内容についてお聞かせください。

答（学校経営 主幹） 初めに、保護者の方々の反応についてお答えいたします。これまで、メールマガジンでは、文字のみの配信だったんですが、今回のシステムは、各種、学校だよりだとか様々な文書をPDFで添付できますので、それを受け取る保護者の方々のイメージがしやすくなったということが一つあ

ります。

二つ目は、紙媒体で連絡案内するときに比べて、お便りが確実に保護者のもとに届くということができます。そして、外国籍世帯の方々についても、平打ちの入力文書がそのシステムに自動翻訳機能がついておりますので、それも様々な国の言葉に変換できて本当に好評を得ています。

続きまして、アンケート機能という部分ではありますが、使っている学校における活用例で主なものを御紹介いたします。

例えば、学校関係者評価のための保護者アンケートをとる際に、このシステムを使っております。例えば、PTA選挙の投票、例えば、PTA活動の様々な委員会活動等の出欠確認をしております。紙媒体で行っていたアンケートに比べて回答率も高くなっております。

問（1） 同じく、今の保護者連絡システムについてなんですが、実際の実用性と効果について少しお聞きしたいです。まず、先ほどのPDFで文書等を送って見えるということで、保護者への到達率も高まったということと。

あとその効果の中で、特に職員、先生方、例えば印刷の手間とか、そういった部分の効果ということ、全体的なところで教えてください。

答（学校経営 主幹） 効果ですが、配信するときに、設定によっては、未読の方々もいらっしゃるんです。それも確実に重要な文書である場合は、また自動で、再度送信するというシステムもありますので、場合によってそこを活用しております。

印刷の手間というようなところ、御質問いただきましたが、これは本当に教職員の負担軽減につながっておりまして、例えば、大きい学校で言いますと、数100、1,000人近いところにつきましては、印刷作業、それを各クラスに仕分けする作業というようなところが、今回はPDFで送信することができまして、教職員の負担軽減にもつながっています。

問（1） もう2点ほどお願いいたします。245ページ、10款3項1目、こちら今回も視察ができるということで、写真のほうで提供いただいておりますが、高浜中学校のプール改修工事についてですが、これ改修工事にするによって、今後の耐用年数、どれぐらい今後使えるのかということと、学校の水泳の授業

等、今後、引き続き、ずっと行っていくのかの確認をしたいと思います。

それともう一点、253 ページの 10 款 5 項 2 目、生涯学習施設管理運営事業ですが、こちらの指定管理料について、こちら昨年度に比べてこちらも大幅にちょっと少なくなっておりますが、その理由についてお願いいたします。

答（学校経営） まず 235 ページの高浜中学校のプール改修工事についてでございます。こちらの、昨年度、改修させていただきまして耐用年数ということですが、建物については、かなり耐用年数があると思いますが、プールのプール槽の改装部分につきましては、やはり、常時、日にさらされるということもありまして、15 年ぐらいすると、また、塗装のほう傷んでくるのではないかと考えております。

あと、授業のほうですが、高浜中学校の水泳指導につきましては、当面、学校のプールを利用して行っていただく予定で考えております。

答（文化スポーツ） 253 ページの生涯学習施設の指定管理料の減の理由ということでございますが、令和 3 年度は吉浜公民館、女性文化センター、春日庵の 3 施設ということなんですが、2 年度につきましては、高取公民館を含んでおりまして、3 年度から高取ふれあいプラザということで、移管しておりますのでその分の減となっております。

問（16） では、まず 10 款 1 項 1 目の印刷製本費のめざす子ども像周知カレンダーについてお伺いします。今、先ほどからお話しになっているように、システムが導入されたということなんですが、アナログ的なめざす子ども像周知カレンダーを、昨年度も印刷して子供たちに配布したのかなと思うんですけど。

これ、なかなか、今、カレンダーを家にかけるっていうお宅も少なくなっていることから、どれぐらい活用がされているのか、費用対効果のほうとか何かアンケートとかとられているようでしたら、アンケート結果等を教えていただきたいと思います。

それから、234 ページ、10 款 1 項 3 目の児童生徒健全育成事業ということで、スクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置についてということなんですが、それぞれ謝礼のほうが載っております。ここは、それぞれ、どこの学校に何名、どのように、昨年度はそれぞれの方が業務して

いただけたのか、教えていただけたのかっていうことを教えていただきたっていうことと。

国のほうからコロナの関係で、補助金を出すので、カウンセラーとかサポーターとか、たしか何か増やせるよっていう通知のほうが出来たと思うんですけど、その辺りの活用を昨年度されてるのかどうかっていうところについてもあわせてお聞きしたいっていうことと。

やはり、全国的にもうこのカウンセラーとかソーシャルワーカーっていう方々が、どこの学校ももっと必要ではないかという声を多く聞いていることから、高浜市において、それぞれの方々が、昨年度、従事していただいたということなんですが、十分であったのか、もう少し人的にいたほうが学校としてもよかったのか、その辺りの評価についてお聞きしたいと思います。

それから、その下の教育活動推進事業の委託料として、外国人英語指導助手派遣業務ということで、コスモ産業株式会社さんに委託のほうされております。

これ、何名の方がどのように、どのような時間帯、何時間ぐらい派遣をされていたのかっていうところをお聞きしていきたいなと思います。

それから、その下のほうに行って、補助金のところで、修学旅行キャンセル料等補助金支給実績ということで、高浜小学校、高浜中学校ということで 96 万 6,350 円上がってるんですけど、こちらに関しては、何か、私として思ったより少ないなっていうところがあるものですから、この内容について少し詳しく御説明いただけたらと思います。

続きまして、236 ページの 10 款 2 項 1 目の小学校維持管理事業の光熱水費のところなんですが、高浜小学校の電気代だけ突出して 823 万 2,785 円ということで、ほかの学校が、翼も少し多いんですけど、100 万、200 万、300 万のところが高浜小学校のみ 800 万ということで、この理由についてどのように分析をされているのか、お聞きしたいと思います。取りあえず、そこまでお願いいたします。

委員長 ほかは、いいですか。まとめていいですので、言ってください。

問 (16) まとめて答えていただけるんですかね、全部、それ。

委員長 まだどれぐらいあります。

答（16） まだ大分ありますので。

委員長 ありますか。はい、ありがとうございました。

答（学校経営 主幹） 始めに、カレンダー、231 ページのめざす子ども周知カレンダーについてです。アナログ的に印刷をして配布している、その意図が、ちょっと狙いがありまして、目指す子供像に向かって、家庭、学校、地域で見守っていこう、育てていこうというところがありますので、各家庭で、例えば、読書についての目標に迫るという取組を、うちの目標はこういうふうにしていきましょうねって言ったときに、やれたかな、やれなかったかなとか、何かこう記録を直接書き込んでいくという形で、共同作業で使っていただけたらいいなということで、このスタイルをとっております。

どれぐらい活用されているのかっていうアンケート調査については、特段しておりません。

二つ目の、234 ページのスクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについての人数でございます。

スクールサポーターにつきましては、市内小中学校、総勢 23 名でやっておりまして、どこの学校にというのは、ちょっと今持ち合わせておりませんので、また調べて御報告します。

スクールカウンセラーにつきましては、市内で5人です。高浜中学校と翼小学校、小中連携型で1名、南中学校と高取小学校、港小学校、これで小中連携型で1名、高浜小学校で1名、吉浜小学校で1名、ちょっと合計が、ちょっとすいません。ちょっとここ、すいません、一回確認して御報告します。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、市内で1名配置しております。

コロナ関係の国の補助金を使ったかどうかということにつきましては、ちょっと把握しておりませんが、これも調べておきます。

そういった各立場の職員をもっと多く活用したほうがいいのかということですが、教育相談活動をする際に保護者の方々また教職員に、もちろんこういった方々がいて活用できるよっていうことは、話題に出さしていただきますが、相談される方が本当にその立場を活用したいと思っているかどうかというのは、これまた相談活動する際、必ずしも活用するということで、希望され

ない方もいらっしゃると思いますので、御紹介はさせていただきますが、マッチングするかどうかというところも、話の展開によってはあります。

外国人英語指導助手派遣業務につきましては、中学校で1人、隔週で行っております。小学校で4人行っておりますが、主に授業時間に関する、主に8時30分ぐらいから16時ぐらいまでの間で勤務をしていただいております。

答（学校経営） 234 ページの修学旅行キャンセル料等補助金支給実績ということでございますが、こちらの内容につきましては、高浜小学校が修学旅行の宿泊地を変更したことに伴います補助。そして、高浜中学校につきましては、修学旅行を、まず延期したことで発生した企画変更料。あと、高浜中学校のスキー合宿が中止になりましたので、こちらのほうのキャンセル料のほう、それぞれ支払わせていただいております。

それから、236 ページの電気代でございますが、高浜小学校だけ高いんじゃないかというお話ですが、こちら高浜小学校の電気料金につきましては、たかぴあに関する電気代全てこちらで支払いをさせていただいております。

学校開放等の夜の料金等もこちらで支払わせていただいておりますので、少し高くなっている状況でございます。

答（教育長） 先ほどのコロナで、特にカウンセラーの補充をしたかって話ですが、コロナの関係で特に補充はしておりません。

問（16） スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、やはり、なかなか、いろいろニュースとか聞いておりますと、人が少ないとか勤務時間が少ないっていうことで、本当はもっと増やしたいとか、保護者のほうから、もっと増えてほしいっていうような声をいろんなところで聞くものですから、そういった面で高浜市としては、どうであったのかっていうところで。先ほどスクールカウンセラー5名っていうことと、スクールソーシャルワーカーが1名ということで、ちょっと時間数がお一人ずつ何時間なのかなと思うんで、わからなかったんですけど、先ほどの御答弁では。例えば、スクールカウンセラーだと5名っていうことで、324万4,000円だと。ざっと一人当たりが年間64万円っていう、何かすごく低賃金になってしまうっていうところで、どの程度入っていただけたのかがよくわかりませんが、この金額で十分で

あったのかなっていうところと。国庫補助金のほうが使えれば、本当はもう少し増やせたんだけど、人員がなかなか見つけることができなかつたとか、その辺りがわかれば教えていただきたいと思います。

続きまして、10款2項1目の委託料に移りたいと思います。

まず、委託料の中で上から4つ目、用務員業務一式ということで、小学校の用務業務の委託をされております。これ、一式ということで、委託金額のほう出てるもんですから、またこちらのほうも特に何名とか、どこの学校に何名という配置ぐらいは、もしわかれば教えていただきたいのと、その方が正規、非正規、その辺りも教えていただきたいのと。

これ、委託で総合サービスっていうことになりますので、直接、学校の職員、学校の先生が用務員さんに指示ができないと思いますので、その辺りをどのように御対応されているのか教えていただきたいと思います。

それから、ずっと下に行きまして、高浜小学校等整備事業維持管理モニタリング業務委託に関しまして、委託内容は維持管理モニタリング支援ということになっておりまして、昨年度とちょっとこの委託内容が変わってるのかなと思います。建物に関するモニタリングがなくなってるのかなと思うんですけど、このあたり、どのように委託内容が変わったのかというところを御説明いただきたいと思いますのと、モニタリングの結果も教えていただきたいと思いますんですが。あと、この維持管理のモニタリングとなりますと、ここですね、あおみが丘コミュニティさんが維持管理もしていますけど、結局、たかぴあに関しては、TSCさんが行ってるということで、この維持管理モニタリングというのは、両方に対して行っているのか、どこに対してのモニタリングになってるのがよくわかりませんので、教えていただきたいと思います。

引き続き、239ページの小学校の給食運営事業に関してなんですが、中学校の給食の運営事業についても同様なんですけど、現在、本当に原材料がすごく高騰していて、今後も確実に上がると言われておりますが、これ他市をちょっと調べると給食費が公会計であるもんですから、高騰がされていても、うまく公金のほうで吸収してるっていうところ聞きます。

本市では、こないだお聞きしたように学校別の給食会計であるもんですから、

もし未納の生徒がいた場合は、ほかの保護者が負担するってことになりまして、それから。

委員長 16 番議員に申し上げます。決算審査ですので、その範囲を超えないよう質疑の方、お願いします。

問 (16) ですから、私は公会計にすれば、先生たちの働き方改革にもつながって学校の先生が徴収しなくてもいいということで、その徴収方法について、昨年度見直しとかの検討をされたのかどうか、もし検討されていれば、どのように、今回どのような形になったのかっていうところについてもお知らせいただきたいのと。

あと、やっぱりこの間、いろいろ補正予算とかでも上がってましたけど、給食の原材料の高騰、以前、焼き物、揚げ物。

委員長 16 番議員。決算審査令和 3 年度の内容になります。その辺を十分わきまえて質疑をお願いします。

答 (16) はい、令和 3 年度のことを聞いてます。

揚げ物を焼き物にしたとかいうことで、御説明ありましたけど、到底それでは対応できないもんですから、もう少し具体的に御説明をいただきたいということと。

それから小学校の給食の委託ということで総合サービスのほうですね。こちら、これ小学校全ての委託業務費用になるのかなと思うんですけど、これ全体でもいいですので、正規の方、非正規の方、何名いらっしゃるのかなっていうところ、学校別にわかればそこも教えてください。取りあえず、そこまでお願いいたします。

委員長 小学校費、2 項については、まだありますか。あるんだったら、2 項質疑していただいて結構です。

問 (16) ほかの方が 1 問で、次に何問かやられてる方もみえるのに、私はずっとこれ長く質問しないといけないんですかね。答弁がわかりづらくなるんですけど。

委員長 はい。昨日から 16 番議員の質疑を聞いておりますと、非常にたくさんあるということで、そこら辺わかりやすくするために、まず、2 項小学校費、



まだあれば質疑をお願いしたいと思いますが、ないですか。

問（16） いや、先ほど、ほかの議員が1問されて、そのあと2問とかされてるものですから、何かそのところちょっと不平等感があるかなと思うんですけど。

では、10款2項3目の高浜小学校等整備事業についてお聞きしていきます。

PFIということで、あおみが丘コミュニティのほうに、毎年、毎年、建築費を含めた使用料のほうをお支払いしていくことになるんですけど、モニタリングの結果を受けて、何かあおみが丘コミュニティさんが対応されたことがあれば教えていただきたいですし、昨年度、たかぴあのほうで、壁の壁紙が上から下までひびが入っておりまして、そのところが、今、何か上から修正液を塗ったような感じで修正はされてるんですけど、その辺り、地盤のほうは、いきなり建築してすぐにひび割れが大きく入ってるってことで、地盤のほうは私はちょっと心配してるんですけど。その辺り何かあおみが丘さんのほうで指摘されて、修繕されたのかどうかっていうところについて、お聞きしたいと思います。じゃ、小学校の部分まで、まず、お願いいたします。

答（学校経営） まず、237 ページ、委託料の小学校用務員業務委託につきまして、どこにどのように配置しているかっていうことですが、各校お一人プラス学校経営グループに巡回していただく方一人が、勤務いただいております。

それから、指示系統はということで、学校経営グループのほうに配置されております用務員さんが責任者となって、そちらの方を、そちらの方から指示がいつているという状況でございます。

モニタリングの内容ということでございますが、モニタリングの業務内容につきましては、維持管理業務に関するモニタリング支援、そして、市と事業者が行う契約書で変更等が生じるかどうかというところの判断をさせていただき、契約書の締結支援。あと、SPCさんの決算報告財務状況等の確認支援などを行っていただいております。

どこの施設に対して、これ業務委託をしてるのかということでございますが、対象施設は、高浜小学校児童センター、地域交流施設となっております。

239 ページの給食運営事業についてでございます。こちら徴収方法の検討は

ということですが、昨年度は特にしておりません。

それから、物価高騰に対する給食費の見直しはってということですが、こちらも、今現在も栄養教諭さんを中心に検討をしていただいているところがございます。

それから、調理員の配置ということですが、こちら調理業務を円滑に運営していただくために、総合サービスのほうに委託しております。給食調理の運営に支障がないように、配置をしていただいている状況でございます。

それから、242 ページ、高浜小学校等整備事業でございます。ひび割れの状況ですが、私のほう、ちょっと、把握しておりませんので、申し訳ありません。いろいろと不具合箇所があった場合は、速やかに対応していただいているという状況でございます。

問(16) ちょっと質問漏れがあったのでお願いします。委託の2番目の高取小学校大規模改造事業実施設計等業務委託で、高取小学校の設計を株式会社伊藤建築さんに委託したってことで、金額をお支払いしてるんですけど、これ入札時と金額が大分違ってきておりますので、その変わった、変更した部分について、ちょっとここは詳しく教えていただきたいと思います。

それから、先ほど用務員の関係で御答弁がありましたが、指示をしているっていう方は、これ巡回してる人なのかどうなのかちょっとよくわかりづらかったんです。これは、各校1名で巡回の方が1名いるっておっしゃったんですけど、それとは別ってということなのかどうかっていうところを確認したいと思います。

それから、先ほどの維持管理のモニタリングの支援なんですけど、私はモニタリングの対象っていうのが、結局、先ほどの御答弁に行くと、あおみが丘コミュニティに対しては、されてるのかなと思うんですけど、いわゆるふだんの管理事業は、TSCがされてるもんですから、ここすごく複雑なんですけど、TSCに対してもされてるのか、何かちょっとこの辺の契約がどうなってるのかということに関して、お聞きしたいので、もう一度御答弁いただきたいと思います。

それから、先ほどの給食費の物価高騰に関する検討してるってことがあります。

したので、どのような結果なのかっていうことは、教えていただきたいと思います。

それから、給食費の委託内容については、支障のない配置をしていただいているという御答弁だったんですけど、そうすると、この委託金額の算定というのは、根拠っていうのはどのように積算をされているのかっていうことを教えていただきたいと思います。

それから、ちょっと質問漏れなんですけど、小学校のICT教育推進事業のICT教育支援員の謝礼、これちょっと実績、内容についても詳しく教えていただきたいのと。

その下の使用料及び賃借料ということで、タブレットとかコンピュータ借上とか電子黒板とか、いろいろあるんですけど、これいわゆる賃借料の期間がばらばらになってるんですけど、これどういう、何か多分お考えがあってこの期間になってるのかなと思うんですけど、どういう理由があるのかなっていうところについてもあわせて教えてください。お願いいたします。

委員長 当局におかれましては、決算の範囲で、答えられる範囲で結構です。

答（学校経営） 237 ページの委託料の高取小学校の大規模改造事業実施設計等業務委託ということの変更の内容ということでございますが、まず当初から変わったところは、大規模改造工事、現在、長寿命化改良工事と申しますが、工事を行うに向けて、事前に工事ヤード等の整備が必要であることがわかりまして、プール施設の解体設計のほうが、加わっております。

それから、給食調理室のほう、設計のほうを進めるに当たりまして、現行の学校給食衛生基準等を満たす改修が困難であるということが判明いたしまして、新たな給食室の設置が必要ということになりまして、そちらのほうも設計業務を追加しているものでございます。

それから、屋外運動場に隣接しているトイレがありますが、こちらのほうコンクリートブロック造の建物であるということで、現行の建築基準に合致させることが非常に困難であるということが判明したため、屋外トイレの改築設計業務を追加するといった変更が発生しております。

用務員のほうですが、学校経営グループにお一人、用務員の方がいらっしゃ

っていただきますが、こちらの方は1日2回、各学校を巡回して、必要な情報を伝えていただいているという状況でございます。

それから、モニタリング、高浜小学校のモニタリング業務でございますが、こちらにつきましては、あおみが丘コミュニティに対しましておこなっていただいているというものでございます。

それから、給食。239 ページの給食事業でございますが、こちら、高騰の結果、今の検討内容を教えてほしいということでございますが、まだ、こちら、今現在も栄養教諭さんのほうで検討を進めておりますので、結果のほうは、まだこちらのほうにも届いておりません。

それから、積算の方法についてですが、こちらにつきましては、小・中合わせて小学校の給食調理業務を一年間行うに当たって必要となる人件費等を踏まえた上で積算をいただいているものでございます。

それから、240 ページのICT教育推進事業でございますが、こちらのほうの期間が異なっているという御質問でしたが、こちらは全て、債務負担行為を上げさせていただきまして、期間のほう、決めさせていただいております。

委員長 答弁。まだ答えていない。

答（学校経営） 240 ページのICT教育支援員謝礼でございますが、こちらにつきましては、小学校に3人配置させていただいております。お一人当たり1時間2,500円ということでお支払いさせていただいております。

問（16） 今の、高取小学校大規模改造事業の実施設計の変更内容なんですけど、給食調理室の件で御答弁がございましたが、これって、契約前にはこの給食調理室が今のみどり学園のところに来なきゃいけないっていうのはわかっていなかった。いない前に、これは先に、いわゆる契約を結んだという理解でいいのかっていうところを御確認したいです。

それから、今、給食の原材料の高騰に対する検討結果が出ていませんということなんですけど。

委員長 16番議員に申し上げます。令和3年度決算なので、そこら辺をわきまえて、もう一度、質疑をよく考えてください。

問（16） この間、どうされてたのかなっていうことがわからないのと、あと

ちょっと、調理業務委託に関する金額の根拠というか、どのように積算をされてるのかっていうのが、今の説明だとちょっとわからないので、もしそれ以上の説明ができるようでしたらお願いしたいのと。

あと、使用料及び借上料に関しては、債務負担は債務負担でいいんですけど、この期間にしたって理由がわかれば、それぞれ理由があると思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

委員長 16 番議員に申し上げます。債務負担行為は、予算のときに議決されているので。そこら辺、もう一度、改めて聞くということですか。

問 (16) 答えないなら答えないでもいいですけど、また。

委員長 そういうふうなことではないですけどね。その辺の趣旨はわかって質問して。

問 (16) 債務負担行為があってこの金額になってると思いますので、やはりこの場でも聞けると私は思っておりますので、きちんとお答えいただけたらと思っております。

委員長 聞くことは可能ですけど、予算で説明があったものを、あえてもう一度聞くということですね。わかりました。

問 (16) それから、高浜小学校の不具合があれば対応するというお話があったんですけど、昨年度、不具合があって対応されたものがありましたら、お答えいただきたいと思います。

それから、中学校のほうに移りたいと思います。246 ページの中学校。

委員長 16 番、倉田議員。今の質疑で、一回止めてもらっていいですか。

答 (16) はい、わかりました。

答 (学校経営) 237 ページ、高取小学校の実施設計等委託でございますが、当初は、給食室のほうを当初の計画では、高取小学校のほうに給食室を改築するということは、出ておりませんで、話を進めていく中で、改築が必要であるということになっております。

それから、239 ページ、給食調理業務委託の積算でございますが、こちらが人件費や必要な消耗品あるいは法定福利費などを考慮した上で、総合サービスが必要な経費を積算し、学校経営グループのほうで確認した上で、予算の計上

をさせていただいております。

それから、240 ページ、ICT教育推進事業の賃借料の債務負担行為の期間ということですが、こちらが60か月を目安にそれぞれ契約をさせていただいているものでございます。

それから、242 ページの高浜小学校等整備事業、昨年度の不具合箇所ということですが、こちらにつきましては、ただいま資料を持ち合わせておりません。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

答（学校経営 主幹） 先ほど御質問いただきました234ページのスクールカウンセラーの人数でございます。市内で5名と申し上げましたが、4名での訂正です。高中と翼小の小中連携だけで1名、南中と高取、港小の小中連携で1名、高小1名、吉浜1名、合計4人、それぞれ各学校、週1回ずつ、勤務の配置をとっています。以上、訂正です。

問(16) では、主要成果説明書244ページ、10款3項1目の中学校の委託料。

こちら、先ほどは、各校に1名用務員の方が配置されていますという御答弁がありまして、中学校の用務員業務委託、こちらに関してもまた高中、南中1名ずつなのかなと思うんですけど、そちらの職員に関して、高浜市総合サービスの正規職員なのか非正規職員なのか、その辺りの把握をされていればその御答弁をお願いいたします。

それから、246ページに移りまして、先ほどの小学校と一緒になんですけど中学校の調理業務委託。これも、先ほどと同じように、特に人数とかで積算されていないっていうことになると、高中、南中それぞれ常時、多少人数の上下はあるかと思うんですけど、正規、非正規の総合サービスの方が何名ずつ配置さ

れてるのかっていうのを、学校経営さんとして把握されているのか、されていないのか。されていれば教えていただきたいのと。

あと、南中学校の、その下、補償、補填及び賠償金ということで南中学校の臨時休校に係る給食食材の補填ということで1万2,885円。これすごく何か内容少ないんですけど、もし、1回でも、多分コロナとかで臨時休業になればこれぐらいの金額では済まないような感じがするんですけど、なぜこの金額で済んでるのかなっていうところを御説明いただけたらと思います。取りあえず、学校はそこまでですので、そこまでよろしいですか。

答（学校経営） まず244ページ、中学校用務員業務委託です。こちら配置されてる用務員さんが、正規職員か非正規職員かっていうところの確認はとれておりません。

246ページ、調理業務委託でございます。こちらにつきましても、先ほど申しましたように、両中学校の給食運営を支障なく行っていただくための委託料でございますので、こちらのほう調理員のほう、常時何人というところまでは、こちらのほうで把握しておらず、運用をうまくやっていただくということでございます。

それから、246ページの補償、補填及び賠償金でございます。臨時休業にかかる学校給食食材等の補填ですが、昨年度南中学校が、2学級で計5日間、学級閉鎖を行いました。こちらのほうの給食食材の補填に充ててるわけですが、栄養教諭のほうで、食材の廃棄がないように、うまく対応していただきまして、必要最小限の食材の補填にとどめていただいたというものでございます。

委員長 ほかに。

問（16） 10款5項にまいります。10款5項2目、253ページ。地域交流施設の運營業務委託、たかはまスポーツクラブさん。こちら、随契なのか入札なのか、随契であれば随契理由をお答えください。

それから、下の駐車場等借地料ということで、春日庵、女性文化センター、公共施設利用者等駐車場、地域交流施設職員等駐車場ってございますが、まず、この公共施設利用者等駐車場、これがどこに当たるのかということと、行政目的をお知らせいただきたい。

それから、地域交流施設の職員等駐車場。地域交流施設の職員というのは、誰に当たるのか。また、地域交流施設の職員の駐車場を借りるという理由についてお聞かせください。

それから、各駐車場の、先ほどから申し上げてるとおり、金額の根拠についてお知らせください。

それから、飛びまして 10 款 5 項 5 目のかわら美術館指定管理料なんですけど、こちら予算どおりって言えば予算どおりなんですけど、当初っていうか長期財政計画では 6,000 万円でやるよっていうことで、ずっと書かれてるんですけど、結局、約 1 億ということ、この辺りをどのように市としてとらえられているのかなっていうところを教えてくださいたいのと。

10 款 5 項 5 目の次ページです、展覧会。観覧者数が載ってるんですけど、約 1 億円の委託料で、この展覧会及びその観覧者数ということで、どのように市として評価されてるのかっていうところをお知らせください。

それから、次ページ 263 ページの委託料。文化財保護事業の委託料。埋蔵文化財の試掘調査っていうことで 28 万 6,000 円。これ場所と調査結果について教えてくださいたいと思います。

それから、その下の使用料及び賃借料ということで、塩焼瓦窯借地料。これ、借りてる目的、行政目的について教えてください。取りあえずそこまでお願いします。

答（文化スポーツ） まず 253 ページの地域交流施設の委託料については、随契か入札かという御質問でございますが、随意契約でございます。たかはまスポーツクラブとの随意契約理由としましては、このたかぴあについては、集会機能、スポーツ機能、ホール機能、様々な機能を持っている、様々な住民の方が集まる、地域コミュニティ拠点ということでございますけれども、たかはまスポーツクラブは、スポーツ施設の実績がある、また過去には集会機能の施設の経験もあるという中で、ここがふさわしいということで、委託をしております。

それから、253 ページの借地ですけれども、公共施設利用者等駐車場ですが、これはシルバー人材センターの北側の土地になりますけれども、女性文化セン



ターをはじめ、周辺にある公共施設の利用者向け、あるいは、何か行事があったときの駐車場等で使っております。

それから、その下の地域交流施設の職員駐車場というのは、たかぴあを受託しているたかはまスポーツクラブのスタッフが、とめるというところで、令和3年度から、たかぴあが、フルオープンしております。その敷地の中にも駐車場がありますが、利用状況によって満車になる可能性もあるかもしれないというところで、まずはスタッフについては、外部のところで、確保しているというところがございます。それから、それぞれの借地料の金額の積算根拠ですが、地域交流施設職員駐車場については双方協議、それ以外については、固定資産税課税標準額の100分の4としております。

それから、ページ飛びまして、261 ページ。美術館の指定管理料の御質問をいただきました。令和2年度に比べて、約500万近く減をしておりますけれども、ただその減をした中であっても、例えば、次の展覧会の御質問と少し重なりますけれども、展覧会の本数を4本から3本に減らしたとか、いろいろ工夫していただきながら、みんなで美術館ということを目指して運営をさせていただいております。ただ、そのように展覧会の本数が減ったとしても、内容的にも非常にお子さんだとか市民の方にも興味を持っていただける内容を、手がけていただいて、そして、人数としても市民の来館人数も増えてきているというところで、私どもとしては効果を発揮していただいているというふうに認識をしております。

それから263ページの埋蔵文化財の試掘調査の場所ですけれども、これは田戸町七丁目で、塩づくりの遺跡である研屋遺跡の付近というところで、これは、文化財の埋蔵状況を把握するための調査で、結果としましては、幾つか、塩づくりの土器等が発見をされましたけれども、大きな遺跡が発見されたというようなことではございませんでした。

それから、塩焼瓦窯借地料につきましては、市の有形民俗文化財の借地ということで、借りております。以上です。

委員長 ほかに。

問(16) たかはまスポーツクラブさんが、たかぴあの運営に対して随意契約

ですよとお話があったんですけど、先ほどから聞いていると、この随意契約でいけば、高浜市総合サービスでもできることだと思うんですけど、その辺りをなぜ、たかはまスポーツクラブさんにしたのか。何か特化してる理由があれば教えていただきたいのと。

あと、地域交流施設の職員駐車場というのが今、たかぴあの外部を確保してるっていうことになると、場所がどこなのかというところと、それから、なぜ、たかはまスポーツクラブの職員の駐車場を市が借りるのかっていうところが理解できないので御説明いただきたいと思います。

それから、その駐車場に関して双方協議っていうことなんですけど、この平米数についても教えていただきたいのと、課税標準額でいくとどれぐらいの割合になってるのかっていうことについてもあわせて教えてください。

それから、かわら美術館の先ほど、指定管理料の金額が出てるんで、話が出てるんですけど、これに対して、観覧者数で割ると一人当たりの金額、すごい金額になるなと思うと、費用対効果については具体的にどのように出して、どのような結果になったのか。出しているのであれば教えていただきたい。

それから、先ほどの、塩焼瓦窯の借地料、有形民俗文化財ですよっていうことなんですけど、これですね、場所と、市民が、有形民俗文化財ということで、今、自由に見たりとか観覧することができているのかどうかっていうところも、あわせてお聞かせください。

それから、10款6項2目266ページに移ります。まず、このスポーツ施設指定管理ということで、たかはまスポーツクラブさん。ここですね、この指定管理っていうところの、その範囲をお聞きしたいんですね。特に学校開放が入っているのか、もし入ってなければどこに入ってるのかっていうところについては、お聞きしたいのと。

あと、昨年度と比べて、指定管理料のほうが増になっておりますので、その要因についてもあわせてお聞かせください。

それからその下です。高浜ボートクラブさん、こちら、法人格のないところなのか、どのような団体なのか教えてください。

それから、芳川緑地多目的広場管理運營業務委託。こちら、契約内容、随

意契約なのか入札なのか、その辺りも教えていただきたいと思います。

それから、右下のところにコロナウイルス感染症対策のために、3つですね、愛知万博メモリアル愛知県市町村対抗駅伝競走大会、それから、高浜市民駅伝大会、それから高浜シティマラソン。これらが中止になったよってことなんですけど、これらの中止に伴って、どこの金額が減額されているのかについて、よくわからないので、御説明いただきたいなっていうところです。お願いします。

答（文化スポーツ） まず、253 ページの地域交流施設の委託料で、総合サービスでもできるのではないかといいところがございますが、先ほど申し上げたように、ここの施設は集会機能だけでなく、スポーツ機能も含んでいるという中で、これまでスポーツ施設の運営を担ってきたたかはまスポーツクラブが相応しいということ。これは利用されることを想定する団体さんを交えての意見交換の中でも、そういう声が上がってましたので、それを踏まえて、スポーツクラブと契約を結んでおります。

それから、地域交流施設の職員駐車場の場所ですが、青木町四丁目の市役所から少し南に行った場所になりますけれども、これは、委託業務を担っていただくのに必要なスタッフの場所ということで、市のほうが確保しております。平米数はということですが、ここの契約については、駐車区画1区画につきということで、契約を結んでおります。

それから、美術館の費用対効果というところがございますけれども、先ほど申し上げたように、展覧会の本数とかが減っても、人数は伸びてきており、私どもとしては評価をしております。ただ、人数だけではなくて、例えば、コロナ禍での工夫ということで、展覧会を気軽に見ていただけるように、例えばYouTube配信をするとか、あと、いろんな行事についても、文化協会の皆さん、瓦関係の皆さんとか、市民の皆さんと協働して、事業を実施されている。あとは、若い世代を取り込んでいこうということで、ようこそ赤ちゃん、ようこそ美術館といったような、若い方向けの居場所というようなことを手がけられてたりということで、単なる美術館、いわゆる美術館らしい美術館ということではなくて、市民の皆さん寄り添う美術館という形で、運営を手掛けていた

だいていると認識をしております。

それから塩焼瓦窯の場所ということですが、青木町九丁目地内で森前公園の北にあります。サロン赤窯の一角ということになりますので、今は、自由に見られるということではありませんが、希望があれば、鍵を開けて対応するというを考えております。

それから、266 ページ、スポーツ施設の指定管理の範囲ということでございますが、施設としましては、武道館、それから、碧海グラウンド、碧海テニスコート、五反田グラウンド第1、第2、それから流作グラウンドになります。それ以外にも学校開放については、利用調整等のことを行っております。指定管理料の増の要因ということですが、令和2年度につきましては、御承知のとおり、コロナの真っ只中という中で、施設の休館、あるいは時短ということがかなり多くありました。令和3年度も時短はありましたけれども、その分、令和2年度よりは、そういった時間数のところの減がなかったというのが一つ、増の要因となっております。

それから、高浜ボートクラブについては、これは任意団体。法人格を持っている団体ではございません。

それから、高浜芳川緑地の委託の契約内容ということでございますが、緑地を維持するための例えばグラウンドの整備ですとか、利用時間が決まっておりますので、その利用時間に合わせた鍵の開錠施錠、それから、トイレの清掃、グラウンド部分の除草等といったような内容でございます。これも、随契でございます。

それから、最後に、267 ページの米印のところで行事の中止というところですが、万博駅伝、市民駅伝、シティマラソンといった、この中止については、スポーツ施設の指定管理料の減のところに反映をしております。以上です。

委員長 他に。

問(16) 今の御答弁を受けまして253ページの駐車場を借り、借地料の地域交流施設職員等駐車場ですが、1区画につき幾らという契約ってことは、この1区画っていうのはいわゆる1台車がとめれるっていう理解でいいのかっていうところと、この1区画につき幾らっていうのは、1区画につき幾らで契約し

て、何台になっているのか、教えてください。

それから、先ほど最後に、これらの3つですね。感染症対策のため中止した事業については、指定管理の中に入っていて、それが減額されてますよっていう話なんですけど、今回、昨年度より指定管理料は約100万ちょっと増えているんですよ。そこの増減がよくわからないので、どれぐらいこれについて増えて、この3つの行事について、1個ずつできれば言ってほしいんですけど、この行事については、これぐらいの委託料が減ってますよってことを御説明ください。

答（文化スポーツ） まず253ページの地域交流施設の駐車場ですけれども、これは、1区画、4,000円ということで、18台分となっております。

それから267ページの指定管理料の100万増えているというところがございますが、令和2年度と3年度を比較したとき、ここの米印についている行事の中止という点では、全く共通でございます。違いとしましては、先ほども申し上げましたが、休館日があったか、なかったか、それから時短の時間数。そういったところの違いで若干増えてるということで御理解いただければと思います。

問（14） はい、資料7のほうでお願いいたします。

コロナ感染の対応で、学校は今でも、大変な状況が続いていると思いますが、コロナの不登校にはどのような影響を与えているのかという点と、それから、いじめについてちょっとお伺いしたいんですけども、いいですね。

委員長 はい。

問（14） 不登校の状況というのは、この資料でこれは確認できますけども、いじめについての最近、もしあればお願いしたいと思います。また、普段から、当然、行っていると思いますけれども、いじめ防止に対してどのような活動を行っているのか、これだけをお願いいたします。以上です。

答（学校経営 主幹） 不登校につきましては、様々、要因が絡み合っております、複雑化しております。一つ解決したら、その子は学校に来れるというふうには直接つながらないということになりますので、学校としては、目の前の一人を救う、新たな一人をつくらぬような方針のもとで、家庭訪問、保護

者支援、先ほど出てきたスクールカウンセラーさんの様々な対策をとっております。

また、ほっとスペース、レインボー教室、みなみ教室等も活用して、少しでも、通常学級に戻れるような対策をとっています。いじめに関しましても、学校としては、いじめは絶対に許さないという形で対応しておりますが、いじめの定義が、本人がいじめられたという気持ちを持ったら、それでいじめというカウントになりますので、子供たちが少しでも、SOSを発信できるように、安心できる学級づくりだとか、また相談体制、その発見を見いだすことができる教職員のアンテナを高くというような意識を向上させる研修等も図りながら、学年・学校でチームを組んで対応しております。以上です。

問（14） はい、ありがとうございます。

小学校の、令和2年度から令和3年度にかけて、約43名から60名。17名不登校が増えております。同じく中学校では、令和元年度から令和2年度、約19名増えておりますけども、これはやっぱりコロナ、今答弁ありますように、当然これらもあるだろうと。いろんな様々なやっぱり要因があるというふうにこれは分析をされとるということでしょうか。

答(学校経営 主幹) 資料につけさせていただいた不登校の要因のところも、様々、主な要因がありますが、コロナの影響もあるかもしれませんし、コロナによって、保護者の方々の仕事の関係で、仕事がなくなってしまったその環境の変化だとか、あるかもわかりませんが、直接的な関係性っていうのは、ちょっとはかることは非常に難しいことではありますが、大きく影響してることも考えられるということだと思います。

問（14） ありがとうございます。

委員長 ほかに。

問（16） 先ほどの、スポーツ施設指定管理料の増減の話なんですけど、先ほどの答弁では、結局どうだった、何がどれぐらい減って何がどれぐらい増えたのかが、ちょっと具体的によくわからなかったのので、先ほど感染症で中止になった事業について、当初の予定の委託料についてそれぞれ教えてください。

答(文化スポーツ) 指定管理料の中の事業費でございますけれども、大体450

万ほどの部分が中止になっておりますので、減額をしております。

それから先ほど、申し上げておりませんでした、スポーツ施設については、利用料金制ですので、市からお渡しした指定管理料に加えて、利用料金を充てて運営をしておりますけれども、時短をすることによって利用料金は減るところがありますので、そういったところを加味して、相殺をして、指定管理料の精査を行っております。

問（16） 今ちょっとわかりづらかったんですけど、先ほどの、今の450万円ってというのは、この3つ合わせた金額でよろしいのでしょうか。

答（文化スポーツ） はい、そのとおりです。

委員長 ほかに。

問（9） すいません、何か長くなっているの、言っちゃいけないのかなと思ったんですけど、言わせていただきます。

主要成果233ページ、10款1項3目、教職員研修事業で、力量向上研修会ということで、道徳の授業づくり研修と書いてありますけれども、この対象者が希望教員となっておりますけれども、この希望教員となっている理由、参加の状況というのほどのぐらいあったのか、教えてください。

10款2項2目の小学校教育振興事業で、図書購入費がありますけれども、今回、小学校、中学校それぞれ出ておりますけれども、金額は出ているんですけども、何冊購入されているのか。例えば、あとはどういった、毎年、考えだとかがあって、本の入替えをしているのかという部分で、令和3年度は、どういう視点を持って、図書を購入されたのかというのを、小学校、中学校、両方お答えをいただきたいなと思います。

10款3項1目の中学校維持管理事業で修繕費がそれぞれ上がっておりますけれども、その他修繕で474万7,324円、計89件ありますけれども、そこら辺、どういったものが修繕であるのかっていうのをちょっと教えていただきたいです。

ちょっと替えていくのが、タブレットだけなので、ちょっと時間がかかって、すいません。

10款5項2目、地域交流施設と高小の特別教室等の利用の部分ですけれども、令和2年、3年とコロナの影響もあったとは思いますが、昔の旧体育館

だとか市民センターと比較すると非常に賑わってるというか利用者が多いのかなあというふうにちょっと僕は見ております。先ほど、美術館の話もありましたけども、しっかりと、箱物行政から抜け出していこうというような考えを、しっかりと持ってくれてるんだなというのがわかりますので、そこら辺で、当局としまして、集会室、和室、特別室、メインアリーナですね、過去のものとは比べて、どのぐらい利用が増えているのかなというのを、もしわかれば教えていただきたいなと思います。取りあえず、以上で。

答（学校経営 主幹） 初めの 233 ページの教職員研修事業、道徳の授業づくり研修での希望教員の背景であります。高浜市教育委員会が主催する研修は、主に職務研修で、管理職対象とか教科指導員対象、何年目研修とかがありますが、今回の道徳授業づくりにつきましては、この時期、各学校の授業づくりの各学校の研修もあり、また、市教委の研修もある。また三河教育研究会というところが主催する夏休みの夏季研修会、各教科の研修会という様々な研修会がありまして、参加する教職員が自分の実情に合わせて、自分が力量を向上したいというものを、なるべく選択できるような形で行いまして、この道徳事業づくりは、職務というよりも、希望制をとった形であります。参加状況は、68 名となっております。

図書を選定の方針であります。小学校中学校、これも共通して、主に授業でやはり活用できる資料となるような書籍を入れたりだとか、その時々の方針に合ったものだとか、もちろん児童生徒の興味関心を高める物語、小説ですね。また、写真集、記録などももちろんあります。図書館担当の一人の方針ではなく、学校司書と協働したりだとか、また、多くのその学校の教職員の願い等も踏まえながら、どの学校でも、幅広い、豊かな蔵書を意識してと、そういう方針でございます。冊数であります。高浜小学校が 154 冊、吉浜小学校 202 冊、高取小学校 204 冊、港小学校 185 冊、翼小学校 169 冊、高浜中学校 421 冊、南中学校が 300 冊。以上です。

答（学校経営） 243 ページの中学校維持管理事業、修繕料の中のその他の修繕ということでございますが、こちらの主だったもので申し上げますが、昨年度、高浜中学校におきましては、渡り廊下の土間のタイルが損傷しており、タ



イルの修繕を行っております。また、階段の手すりが、一部傷んでいるということで、階段手すりの修繕を行っております。それから、防火シャッターの修繕も、高浜中学校で昨年度行っております。南中学校ですと、理科室の蛇口の修繕を行っております。また、給食室の給水管の修繕も行っております。それから、国旗掲揚塔のポールが傷んでいるということで、こちらのほうも、修繕、滑車とロープの取替え等をさせていただいております。以上です。

答（文化スポーツ） 253 ページの地域交流施設の運營業務委託に関連して、効果の御質問でございましたけれども、利用状況につきましては、コロナ中、それからコロナ前ということで、なかなか一概に比較しにくいところがありますが、コロナ前の数字のところを比較して、大きく減っているとか、そういうことはないものですから、基本的には、多くの方に利用していただいているというふうに認識をしております。そうした中で、例えば、たかぴあを利用された方が、児童センターがあるので、そこに立ち寄っていくですとか、メインアリーナつきましても、ホール利用の実績のほうが増えていく中で、こういう使い方ができるのかということを感じられて、利用のほうも、また、いろいろ積極的に使っていただけるというようなことも出ております。また、そういう利用実績を積み重ねていく中で、屋外も含めて、一体的な活用ができるんじゃないかということで、今年度に入りまして、いろんな形の利用がされているということで、そういった意味で地域コミュニティの核という施設の目的という、にぎわいという面では効果が出ているというふうに考えております。

また、費用の面でも、当然一つの施設に集約しておりますので、運営費に関しましては、ここに出ておる運營業務委託のほか、維持管理光熱水費等ありますけれども、当然、今まで中央公民館やってきたその廃止の分、それから大山会館を廃止した分、そういうことを差し引いても、やはり集約の効果という意味で財政面の効果としても大きくあったものと考えております。

委員長 ほかに。

問（16） 今、図書の選定のお話でしたが、各校に図書担当の教諭がいらっしゃると思うんですけど、その前、先生とか司書がいるところは司書が入ると思うんですけど、図書選定委員会とかはつくられて選定してるのかどう

かっていうところの確認と、それから、たかぴあの件なんですけど、たかぴあというのは、利用申込みが一定期間の間にあった場合は、調整のほうをされるということなんですけど、調整により令和3年度お断りをした団体、個人、何件あるのか教えてください。

答(学校経営 主幹) 図書選定委員会っていうものは特に設置をしておらず、各学校とも図書担当の教員が、他の教職員に働きかけたり、児童生徒の図書委員会というところの希望を集めて対応したり、また場合によっては、職員会等で、こういう希望の本を選定しますが、その他希望があったら声をかけてくださいというような形でやっております。

答(文化スポーツ) たかぴあの利用についてですけれども、調整の結果、第1希望から外れてしまったという場合でも、空いてるところを、次に、予約されるというケースもございますので、お断りしたことが何件ということについては把握しておりません。

問(16) 第1希望で入らなかった件数で結構ですので教えてください。

答(文化スポーツ) 利用調整の結果のところを見ないと、一概には申し上げられません。今手元に資料がございません。

問(9) ほかの議員さんからかぶせたような御質問がありましたけども、基本的には第1希望で断られた数ではなくて、市内全体の施設での話だと思しますので利用調整も含めて、そこら辺のまた数字がわかりましたらというのを、委員長を通して、当局から回答をもらえるというのかなと思います。

委員長 ほかに。

「議事進行」と発言する者あり。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので10款教育費についての質疑を打ち切ります。  
暫時休憩いたします。

休憩 11時52分

再開 13時00分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

答（地域福祉） 昨日の倉田議員から、主要成果説明書の133ページの学習等支援事業業務委託の契約方法と委託料に関する御質問がありました。

本市の学習等支援事業は、単に学習指導だけでなく、キャリア教育を取り入れ、子供たちが将来を描けることができるよう支援を行っております。

こうした事業の特徴から、業者選定は、キャリア教育のノウハウを有し、また、愛知県や他の自治体との教育関連事業にも実績のあるNPO法人アスクネットと一社随契を行っているものであります。

それから、134ページのステップ、ステップ・ジュニアの参加者数の実績に関連して、委託料の妥当性についてのお話がありましたが、令和3年度は、利用者、またはその家族がコロナに感染した場合は、学級閉鎖となって自宅待機となった場合には、参加を控えてもらったことから、一回当たりの参加者数が例年より減っていたもので、事業自体は感染していない子供たちの支援を通常どおりの予定回数で実施しておりますので変更はありません。

答（学校経営） 本日、午前中御質問いただきました、234ページ、児童生徒健全育成事業のスクールサポーターの人数の内訳について、お答えします。

高浜小学校3人、吉浜小学校3人、高取小学校3人、港小学校3人、翼小学校6人、高浜中学校1人、南中学校4人、合計23人でございます。

以上です。

11款 災害復旧費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11 款災害復旧費についての質疑を打ち切ります。

#### 12 款 公債費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12 款公債費についての質疑を打ち切ります。

#### 13 款 諸支出金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13 款諸支出金についての質疑を打ち切ります。

#### 14 款 予備費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款予備費についての質疑を打ち切ります。

ここで、認定第 1 号についての質疑漏れがありましたら、許可いたします。

なお質疑については、まとめて行ってください。

問（16） 歳入の17款寄附金についてお伺いしたいと思います。

一般寄附金のほうが、大幅に99.8%減ということなんですけど、50周年のことなのかちょっとよくわからないんですけど、この原因についてお聞かせいただきたいのと。

同じく歳入で市債のほうで、土木費のほうで、道路整備事業として、借入先があいち中央農業協同組合ということで、借入利率が、0.999ということで、突出して高いっていうところがございます。

これの借入れをした事業っていうか内容についてお聞かせください。

それから、すごく飛びまして、歳出の3款3項2目で、昨日、中国残留邦人の支援事業について、いろいろ、ちょっと細かくお聞きしちゃったんですけど、ここの部分で、配偶者支援のほうが、合計で52万596円なんですけど、事業費のほかの部分で、大きく乖離してるもんですから、旅費が196万8,000円。これ、ほかには、どのようなものに充当されているのか教えてください。

以上、お願いいたします。

答（財務） 主要成果の34ページ、一般寄附金でございますが、こちら指定寄附金じゃないもんですから単純に一般寄附が減ったという数字になっております。

答（地域福祉） 主要成果、166ページの中国残留邦人の事業についての御質問がありました。

こちらのほうの事業費につきましては、生活支援費のほかに、中国残留邦人の相談員、そちらのほうをお願いしております。

こちらのほうにつきましてはの費用と、それからあと医療機関にかかった時のレセプトの審査手数料、それから、生活支援給付費のほかに、配偶者支援金、これは中国残留邦人の方自体が亡くなった時に、残された配偶者の方の支援として支給するものがあります。

これは年金満額の3分の2が給付されているもの、これが全て合わさって、この事業費となっておりますのでよろしくお願いいたします。

答（財務） 主要成果38ページの土木費、道路整備事業の事業名ですが、市道吉浜高取線の工事のほうで起債のほうを借りております。

委員長 ほかに。

問（16） 今、市道吉浜高取線ということで、事業名は分かったんですけど、すごく借入利率が高いということで、実際これ何社ぐらい入札があったのかなっていうところを分かればお願いいたします。

答（財務） 市内の金融機関に、お声かけのほうをさしていただいておりますが、今の現時点での資料がありませんので、何社ということはお答えできません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で認定第1号についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 13 時 07 分

再開 午後 13 時 11 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号 令和3年度高浜市国民健康事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（16） まず、歳入のほうで、県支出金が増えた理由、それから、歳出のほうで総務費のほうが増えた理由についてお答えいただきたいと。

資料請求による資料を見ますと、コロナ減免が昨年度 22 名いて、減免額が 420 万 7,000 円ということなんですけど、これについて、国からの補填というのはどういうところに反映されてるのかっていうのがわからないので教えてく

ださい。

それから、先日の総括質疑でお答えがなかったところをお答えいただきたいと思うんですけど。短期の被保険者証の発行はどのように運用されていて、令和3年度に発行世帯数が減った理由について、お答えください。

最後に、1款3項1目で運営協議会事業ということを書かれているんですけど、被保険者、保険医、公益それぞれの代表者の委員に意見をいただいたということで、どういう意見が主にあったのか。それから、市長に答申ということですので、どのような答申内容であったのか、教えてください。

答（市民窓口） 県費の補助の増というところが聞き取れたんですけど、次のところがちょっと聞き取れなかったんで、再度お願いできますでしょうか。

問（16） 総務費の増額理由です。お願いいたします。

答（市民窓口） 県費の補助金ということの増でございますけども、基本的には診療報酬、診療費がかさみますと、その分が県のほうから入ってまいりまして、例えば、法定の減額分とか保険税の支援分、そういったものが対象になってまいります。

次に、総務費の増のところですけども、こちらについては基本的には人件費の増というところが大きいところだと思っております。

続きまして、コロナ減免の22名の方ですね。コロナ減免を受けますと、こちらの国の補助がいただけるので、そういった形で補填のほうはされてまいります。

続きまして、短期保険者の数というところで、先回ありましたけども、令和2年度は397世帯ということで、令和3年度が280ということで減っております。この減った理由というのが、被保険者証の有効期限が2年となっております。令和2年度のとくに現在の保険証を交付しておりますので、そのときには窓口に来ていただき、折衝する機会が多かったというところで、令和3年につきましては、更新の時期じゃなかったものですから、折衝するところが、窓口でお会いできる機会が減ったというのが主な理由でございます。

最後、運営協議会のところでございますけども、昨年3回ほど開催をさせていただいております。運営協議会というところで、国保の運営状況ですとか、

昨年ですと国保税のことをどうしましょうかというようなところも御議論いただきながら進めております。市長さんも実は御出席をいただいておりますので、中においていただいて、紙で答申という形ではないんですけども、そういった形で現場で声を聞いていただいているという状況でございます。

答（市民部） ちょっと補足させていただきます。総務費の減につきましては、国保事務処理標準システムの導入業務委託料というのが、令和3年度には3,600万ほどありまして、その分が基本的には増加しておるということでございます。

あと、短期被保険者証の関係でございますが、これ基本的にどういうときに減るかというのと、滞納者が減ったら減るということでございます。

滞納者が減る理由として、基本的にはどっかへ転出されたり亡くなったり、後期高齢に移行したりということで加入者の全体が減りますと、滞納者もそれにつられて減る部分もありますし、税務のほうで積極的に納税通知を行っておりますので、その回収によって減ったというものもございますので、そういうことによって減ったものでございます。

問（16） 先ほどの、市民窓口グループリーダー、人件費の増ということがありましたので、どのように増額されたのか。なぜ人件費が、人件費ってことは人が多く増えたのか、時間が増えたのか。どういうところが増えたのかについて、お知らせいただきたいということと。

先ほどの、コロナ減免の減免額420万7,000円が、国からの補填だっていうことは分かるんですけど、その補填がどこに反映されるのかなっていうことをお聞きしたかったので、そこがちょっとお答えがなかったかなと思いますのでお答えをお願いしたいと。

あと、運営協議会について、被保険者とか保険医、公益それぞれの立場の代表者の方に意見をいただくってということで、主になんかどういう意見が出たのかっていうことを教えていただきましたかったので、お願いいたします。

答（市民窓口） まず、総務費の増、そういうところで、これは全職員が変わるといろいろ変わってまいりますので、そういったところの部分も多分にあるかなと思っております。ちょっと詳細つかんでみないとわからないところがご



ございますので申し訳ございません。

あと、コロナ減免がどこに当たるかというところ、国庫補助でいただきますので、国保の運営に関する費用になってこようかと思えます。

あと、運営協議会でございますけども、どういったことがお話しされたかという、先ほど申しましたように、国保の決算のところですか、国保税をどうしましょうかというふうなところがありまして、国保も様々ありますけども、ちょっと詳細については、今、私のほうで持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

答（市民部） コロナのちょっと補足させていただきます。

コロナの減免のお金がどこに入ってきているかということなんですけれども、274 ページの国庫支出金のところに、国から5分の3補填されるんですが、災害等臨時特例補助金ということで入っておると。県から5分の2が入ってきますので、それが2款のところの県支出金のところに特別調整交付金という形で入ってきているということです。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

認定第3号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について  
委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（1） 294 ページをお願いいたします。土地取得事業の（2）ですが、公有財産購入費ということで、これ一般会計のほうからも、報告がありました、こちら、準用河川鮫川用地ということで、こちら河川名が書いてあるんですけど、具体的な場所、それから、この取得の目的のほうお願いいたします。

答（土木） 準用河川鮫川用地ということで、鮫川の改修工事を予定しており

まして、まず、土地取得に今、努めておりまして、その用地を一部購入させていただいたと。土地開発基金のほうから購入したということでございます。

目的につきましては、今お話しした鮫川の改修事業に伴うことでございます。  
問（1） ちょっと今、具体的な場所というのが、お答えいただけなかったんですけど、まだちょっと決まってないということですか。

答（土木） これ、購入済みで、清水町二丁目 2 番 29 番地でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、認定第 3 号についての質疑を打ち切ります。

認定第 4 号 令和 3 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（16） 公共駐車場の管理事業ってということで、指定管理者の選定評価委員会において指定管理者が行う施設の管理運営について評価を実施し、サービスの向上に努めたってことが書かれてるんですけど、いわゆるどのような評価でどのようなこと、評価に対する実施、内容、それから、サービスの向上ってところが具体的にあれば教えてください。

答（財務） 主要成果の 300 ページであります。指定管理の評価でございますが、委員から出てる声といたしましては、サービスは、市民サービスがかなりよいということで、例えば、駐車券が機械に入れにくいときに、券を受け取って、そこで、手渡しで入れてあげるとか、あと施設の管理でいいますと、積極的に節電に努めてるってということが、委員会の意見としては出ております。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

認定第5号 令和3年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問(16) 1款3項1目、介護認定審査会事業についてお聞きいたします。要介護・要支援の審査のため介護認定審査会を設置されてるってことなんですけど、ここでの審査会において、判定、介護度が変わったとか、何か変わったという方が高浜市ってこういうところで、結構見えるのかどうか。いれば、何件ぐらいあるのかどうか。

それから、同じく2目のとこですね。介護認定調査事業ということで、認定調査員っていうのは高浜市内で、今何名ぐらいいらっしゃるのかなっていうところを教えてくださいと思います。

それから、引き続き、2款1項1目における在宅介護サービス給付事業、こちらが、いわゆるサービスの支払額が減ってるな、全体的に減ってるなっていうところで、何か減ってる理由があれば、なかなかちょっと介護サービスで減るってことはあまり考えられないもんですから、なぜ減ったのかなっていうところについて、何か理由があれば教えてくださいと思います。

それから、2款1項2目の地域密着型介護サービス給付事業なんですけど、地域密着型介護老人福祉施設、こちらがすごく件数が増えている。それから、小規模多機能型居宅介護というのがすごく減っている。ちょっとあまりにも、ここ増減が大きいもんですから、ただ単に業者さんの異動が何か大きくあったのかどうか。ちょっとその辺りの何か、施設の都合なのか、それともコロナが影響しているのか。このあたり、わかったら教えてくださいと思います。

答(介護障がい) まず309ページ、介護認定審査会事業のところ、認定審査の変った人について御質問がございました。

認定につきましては、認定調査員が 74 項目で、訪問調査をさせていただきます。あと主治医の意見書を用いて、この介護認定審査会で審査をさせていただきます。認定調査一次判定とその後のこの認定調査会の認定結果というのは、やっぱり変わってきます。件数についてはわかりませんが、そもそもその認定審査会で決まるというふうですので、御理解をいただきたいと思います。

その下の認定調査費でございます。認定調査員は何名おるかという御質問だったと思います。5名、います。

続きまして、311 ページ、居宅介護サービス給付事業、こちらが減っている要因でございますが、まず上乘せサービスっていうのを、令和3年度から見直しをさせていただきました。これに伴いまして、約2,000万円が減になっております。

あと、芳川町にあります、いこいの宿がショートステイから特養に転用。これも令和3年4月から変わっております。そういった関係で、居宅介護サービス事業費が減っているという状況でございます。

続きまして、312 ページ、地域密着介護サービス給付事業でございます。こちらの地域密着型介護老人福祉施設の増の要因でございますが、先ほど御説明したように、いこいの宿がもともとショートステイだったものを特養に転用されてますので、それに伴う増。

その下の小規模多機能型居宅介護、市内でオリーブという小規模多機能の事業所がございましたが、令和3年3月末で廃止したことによる減となります。

問(16) 先ほどの介護認定審査会なんですけど、やはり、これ、市によって、すごく厳しくって、なんかいろんな情報も聞いていると、それで介護2なの、それで介護3なのとか、いろいろ話が出てきちゃうもんですから、そういう面で、介護度が下がった、上がった、その辺りが最終的に高浜として審査会でどの程度、認定調査員さんと何か変わってきちゃうのがあるのかなっていうところはちょっと心配ですので、できれば、そこは、数を把握していただけないかなと思います。

それから、4款2項1目なんですけど、宅老所の管理運営事業、こちらなんですけど、宅老所のその下の多分、じい&ばあ、こっちゃん、悠遊たかとり、

この3つに関しては、高浜市社会福祉協議会さんが指定管理ということで指定管理料を支払って管理していただいているんですけど、いっぷくさんだけは、業務委託ということで、委託料を支払って、運営していただいているということで、なぜこれ、3つは指定管理なんだけど、1つは業務委託になっているのか、その辺り、何か多分理由があってだと思いますので、教えてください。

答（介護障がい） 要介護認定につきましては、国が作成した全国一律の基準が用いられておりまして、公平性と客観性が保たれているものと考えております。また、本市では、認定調査を行う職員に対しまして、実地研修といたしまして経験年数が長い職員で訪問調査に同行する、そういったことや、県が実施する研修への参加、定期的なミーティング、最近には認定調査員向けのeラーニングの受講等により、公平公正かつ適切な認定調査を実施するための必要な知識、技能の向上を図っているところでございますので、よろしく申し上げます。

答（健康推進） 主要施策成果説明書の323ページの御質問で宅老所でいっぷくだけが運營業務委託であるという御質問だったと思います。

こちらにつきましては、指定管理を検討する際の当時は平成30年頃になりますが、公共施設推進プランでは、宅老所いっぷくが入る高浜ふれあいの家が、令和元年度に機能移転する計画となっていたため、指定管理を外して、単年度の運営委託としております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

答（市民窓口） 先ほどの国民健康保険事業のところ、16番委員さんより御質問ありましたところの、総務費の増えた理由のところでございます。

私、ちょっと思い違いがありまして、人件費の増と申し上げましたが、人件

費は100万ほど減ということで、結果、先ほど市民部長が申し上げたように、システム改修、こちらのほうが3,600万ほど、令和3年度ありましたので、それが主な原因です。申し訳ございませんでした。

委員長 ほかに。

答（財務） 先ほど、倉田委員からの御質問で一般会計のほうになりますが、主要成果の38ページの土木債のほうは何者、入札に参加したかということですが、5者となります。

認定第6号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出一括質疑を許します。

問（16） 後期高齢者医療特別会計のところ、被保険者数のところが、65歳以上75歳未満と75歳以上ということで、議案説明のときに65歳以上と75歳未満の方は、障害のある方ですよってということで御説明があったかと思いますが、具体的にどのような障害がある方がこの対象者になるのかなっていうところを教えてください。

答（市民部） 一定の障害のある方が対象となり、身体障害者手帳の1から3級、療育手帳A判定、1、2度、身体障害者手帳4級、音声・言語、下肢1、3、4号、精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方が対象となります。

問（16） 3款1項1目の諸支出金の保険料還付事業についてお聞きします。

過誤納保険料を対象者へ還付ってということなんですけど、この過誤納保険料って内容、どのような方に対しての還付が行われたのか具体的に御説明いただけますでしょうか。もし、件数までわかればお願いします。

答（市民窓口） 351ページの保険料還付事業でございますけども、令和3年度は74件ということで、この主な原因につきましては、年度途中でお亡くなりになった方、要は保険料を納付後に、お亡くなりになった方にお返しをするというものがございます。

あとは転居ですとか、そういったものがございます。ちょっと件数は手元に

持っておりませんので、申し訳ございません。

問（16） 令和2年度から令和3年度にかけて、倍以上、過誤納保険料の対象者への還付があるということなんですけど、これについては、理由というか、どのように分析されてるのかなっていうところ教えてください。

答（市民窓口） 確かに、件数を見れば、増えておるんですが、金額的にはそんなに増えてないので、ちょっと今、分析ができてるかと言われると、申し訳ございませんけども、できていない部分がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

議案第44号 令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第7号 令和3年度高浜市水道事業会計決算認定について

委員長 一括議題とし、認定第7号については収入支出一括質疑を許します。

問（14） 水道の決算書の20、21ページなんですけども、建設改良事業のところで、下水道整備に伴って、今回4657.2メートルの耐震管の布設を終えたとありますけども、これは水道事業管の総延長が何%に当たるのか。それから、これで耐震管というのは、合計何%に達したのか。

それと、もう一点が、いろんなことで事業費用もありますけども、毎年何%ぐらいこれ大体目標にして事業を進めているのかということと。

21ページなんですけども、管渠老朽化率ですか。これが3.67%ありますから、この水道管の法定耐用年数というのは、いろんな種類があつてわかりませんけども、大体これは何年でしょうか。

それから、年数を経過したものは、大体どのぐらいの年数で交換するという  
ことになっておるのでしょうか。

答（上下水道） 最後の質問から回答しますが、水道の法定耐用年数は40年と  
いうふうに定められておりますが、管の状況とか見ながら布設替えのほうはや  
っておりますので、一概にどこを決めてってこともないんですけども、管の状  
況を見ながら、布設替えのほうは行っております。

それから、耐震管の延長は、総延長が現在22万4078.12メートルです。そ  
のうちの耐震管延長は令和3年度は4814.9メートル伸びまして、6万5,414.96  
メートルとなっております。

耐震化率は令和2年度末が27.08%でありましたものが2.1%増加して  
29.1%となっております。年間で換算しますと約2%ぐらいずつ毎年増えてい  
るのが現状となっております。

委員長 ほかに。

問（14） これ、当然、法定耐用年数を超えた水道管に関しては、全て、やっ  
ぱり耐震管に当然、変えていくという。

答（上下水道） 今、言われたとおり、当然、変えていかなければいけないん  
ですけども、下水道工事に合わせて効率的に行ったり、それと下水道管理設が  
済んでいる箇所の子の古いもの、それから劣化が見られるようなところから順  
次行っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第44号及び認定第7号について  
の質疑を打ち切ります。

認定第8号 令和3年度高浜市下水道事業会計決算認定について

委員長 収入支出一括質疑を許します。



## 質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、認定第 8 号についての質疑を打ち切ります。

ここで、議案第 44 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについて、質疑漏れがありましたら、許可いたします。なお、質疑については、まとめて行ってください。

問 (16) 一般会計決算書の 196 ページ。

委員長 一般会計はもう打ち切られているので。

問 (16) 全体のことをお聞きしたいんですけど。前回の質問は最後でいいって言われました。

委員長 一般会計については、一般会計の質疑漏れで。今は、認定第 2 号から認定第 8 号までです。

問 (16) できないんですか。

委員長 できません。

答 (16) そうですか。議案第 44 号について、よろしいでしょうか。

議案第 44 号のこの積立ては、今回、積立てに組入れるということなんですけど、今回この決算書を見ても、4 か月間の減免があつての上での積立てってということになると、この積立てを、今すごく光熱水費が上がってるということで、何か市民に還元するようなこととか、そういった協議とかそういうことはされなかったのかなっていうところについて教えてください。

答 (上下水道) 未処分利益剰余金についての御質問ですが、剰余金が出たことで市民等に還元することはできないかという御質問だと思いますけども、水道事業における利益は、公共的必要剰余金または社会的必要剰余金と言われており、利益の本質は建設改良費と企業債償還の財源に充てます。

民間企業における儲けとしての利益とは、概念が異なりますので、御理解いただきたいと思います。

水道料金の軽減につきましては、今後も、水道管や耐震化の老朽化施設の更新等もあることから、考えておりませんのでよろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 44 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までの質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、議案第 44 号及び認定第 1 号から認定第 8 号までについての質疑を終結いたします。

### 《採 決》

議案第 44 号 令和 3 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

挙手全員により原案可決

認定第 1 号 令和 3 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第 2 号 令和 3 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 3 号 令和 3 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 4 号 令和 3 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 5 号 令和 3 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 6 号 令和 3 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 7 号 令和 3 年度高浜市水道事業会計決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 8 号 令和 3 年度高浜市下水道事業会計決算認定について

挙手全員により原案認定

委員長 以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後1時48分

決算特別委員会委員長

決算特別委員会副委員長